

受講から認定までの流れ

1 受講期間

受講した初年度から翌年度末までのおおむね2年間。

修了年度は修了基準単位数（72単位）に達した年度になります。

例）令和8年度受講生を基準として

- （1）令和8年度（6月～12月）に講義・実習の全課程を受講した場合は、1年間で修了できます。（修了年度は令和8年度）
- （2）講義の受講科目数が修了基準に達しない場合は令和9年度に未受講分を受講できます。（修了年度令和9年度）
- （3）実習が実施出来ない場合は、令和9年度に実施することで修了とします。（修了年度令和9年度）

2 講義（実技含む）について

受講については、次の点を厳守してください。

- （1）全科目受講を原則とする。（30分以上の遅刻・早退は欠席）
- （2）出欠の確認のための受講票を毎回持参し、開始前に担当者に提出し、終了後受け取ること。
- （3）受講ノート（感想等の記入、各種提出書類をまとめたもの）を各講座終了後に提出すること。
- （4）実習は、その都度実習実績報告書に地区体育会長印等を受領し、各自保管し、必要に応じて提出すること。
- （5）不足単位数が18単位以上の者は留年となり、翌年度以降に受講することになります。

3 実習について

推薦された地区等での活動を行うことにより、受講生と地区との連携を図り、合わせて地区のスポーツ活動の活性化につなげることを目的に以下の内容で26時間以上実施する。

- （1）企画運営に関する実習（～13時間以上）地区体育会等が実施する各種大会・教室等の会議・打ち合わせ会等
- （2）実技に関する実習（～13時間以上）地区体育会等が実施する各種大会教室等での実技指導（審判・行事運営・準備運動等含む。）

4 修了・認定等について

修了・認定手続きは、各年度末とし、指定する修了レポート・受講表・実習実績報告書等書類を提出していただき、審査のうえ認定します。また、この手続き期間は高知市が指示する期間とし、この間に書類等の提出がなされない場合は、認定申請の意思がないものと判断致します。

5 その他

- (1) 申し込み人数により受講人数を調整することがあります。
- (2) 講師の都合等により日程が変わることがあります。その際には早めに通知します。